長岡市移住・就業支援事業補助金の交付申請に関する誓約事項

１　移住・就業等支援事業に関する報告及び立入調査について、新潟県及び長岡市から調査を求められた場合には、それに応じます。

２　以下の場合には、長岡市移住・就業支援事業補助金交付要綱第６条及び第７条の規定に基づき、速やかに添付書類を付して長岡市へ変更届を提出し、補助金の全額又は半額を返還します。

（１）補助金の申請に当たって、事実と異なる内容で申請したことが判明した場合：全額

（２）補助金の申請日から３年未満に長岡市以外の市区町村に転出した場合：全額

（３）新潟県起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額

（４）補助金の申請日から３年以上５年以内に長岡市以外の市区町村に転出した場合：半額

（就業・専門人材の場合）

（５）補助金の申請日から１年以内に補助金の要件を満たす職を辞した場合：全額

（テレワークの場合）

（６）補助金の申請日から１年以内にテレワークの要件を満たさなくなった場合：半額

（関係人口の場合）

（７）補助金の申請日から１年以内に関係人口の要件を満たさなくなった場合：半額

３　長岡市移住・就業支援事業補助金交付要綱第２条に定める補助対象者に関する要件を

確認するため、住民基本台帳等その他関係書類の確認、就業先や関係機関への就業状況等

の確認を求めることについて同意します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者氏名